

仏師善慶の法橋位補任をめぐる一考察—鎌倉時代前期の僧綱補任制度との関連を中心に—

石井 千紘(青山学院大学)

西大寺釈迦如来像の台座銘は、仏師善円による善慶への改名の事実を裏づける貴重な史料である。そこでは、彼の改名、法橋位の補任、年齢と生年、そして臘年等々を読み取ることができるが、近年、善円周辺の仏師及び作品の研究が急速に進みつつある中で、彼自身の出自そのものに関しては必ずしも解明されているとは言い難い。本発表は、善円から善慶への改名と法橋位の補任の問題に着目し、鎌倉時代前期における仏師の僧綱補任制度との関連を考察することにより、改めて、善円の出自とその作風的性格を明らかにしようとするものである。

仏師の僧綱補任は治安2年(1022)の大仏師定朝の法橋位補任にはじまり、それ以後は定朝直系の院・円派及び奈良仏師に限り同様の僧綱補任がおこなわれた。南都復興期には奈良仏師の中で特に康慶一門に発する慶派が著しく躍進し、造仏界における貴種としての認識は、鎌倉時代には院・円・慶の三派仏師を指すものとなった。僧綱仏師たちの作品を概観すると、①そこでは必ず自らが正当な三派仏師であることを主張する名前を冠していること、②鎌倉前期まではその師承関係に虚偽のないことの二点が確かめられた。これに加えて僧綱位補任の条件とされたのは、③彼らの作風及び造像の技術である。僧綱仏師による作品には、中央(京都・奈良)での造仏学習を示す一定の技術水準が求められたのである。

①～③の条件を満たした仏師たちは、平安時代後期に主流であった「勸賞」補任ではなく、1200年頃を境として「僧事」に新たな補任の場を求めた。当時、僧事補任は仏師に限らず相当数行われていたことが指摘されるが、仏師の場合、被補任者の補任理由は勸賞補任とは異なり、院周辺のための造仏という制限がまずあり、さらに既存像の修復や群像の一部制作までもがその対象とされた。そして造仏とその費用負担を叙料に替える成功制度を利用していた。また、僧綱の補任権が幕府にゆだねられることはなく、その最終決定権は常に当代の院にあったことも知られた。

以上のことを前提とすると、善慶の法橋位補任の時期は勸賞補任がほとんど行われていない後嵯峨院政期にあたることから、その補任は僧事補任であった可能性が高く、また奈良を中心に活動した彼が、補任条件のうち③の技術水準をクリアしていたことも明らかである。また、法橋位補任にあたって善「円」と名乗らなかったことは、彼の「円」字が円派仏師をあらわすものでないことを示していた。この時に善「慶」と名乗った理由は、この補任とともに彼が、慶派工房の正系仏師と密接なつながりをもつに至ったためと推測される。つまり、これらのことから彼の出自は慶派正系仏師でなく、三派仏師でもなかったことが判明する。善円の改名は、ひとえに法橋位獲得のためであったと理解されるのである。